

教育・保育提供区域の設定について

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

〔子ども子育て支援法 第61条より抜粋〕

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市内を1～複数の区域でとらえて
今後の需給調整をおこなっていく
ということ

【国の基本指針案】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて想定。

本市における教育・保育提供区域

■教育・保育提供区域の設定

本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、市村合併前には行政区域ごとに児童福祉行政が進められてきた経緯や現在の厚田区、浜益区においては、地域の特色を生かした地域自治を実践していることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

■教育・保育提供区域と事業の分類

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域ごとに設定することとし、年間数回しか利用しないような事業や、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で「量の見込み」「確保方策」を設定することとします。

【区域ごとに設定する事業】

- 教育・保育事業（1号認定、2号認定、3号認定）
- 時間外保育事業
- 放課後児童健全育成事業

【市全域で設定する事業】

- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 利用者支援事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業